

千葉県動物公園 子どもゾーン（ふれあい動物の里）

活性化事業者

募集要項

令和4年11月

千葉県都市局公園緑地部

## 目 次

《用語の定義》	2
<b>第1 募集の目的及び施設の概要</b>	6
1 募集の目的	6
2 千葉市動物公園の概要	6
3 ふれあい動物の里の概要	7
<b>第2 事業の概要</b>	9
1 事業名称及び事業箇所	9
2 事業の内容・しくみ	9
3 企画提案の内容	10
4 公園施設の管理許可	10
5 公園施設の設置許可	11
<b>第3 企画提案にあたっての条件</b>	11
1 事業開始時期等	11
2 事業期間	11
3 公園施設の取扱い	12
4 公園施設の管理・運営	12
5 事故・災害等の対応	16
6 使用料等	16
7 費用分担	17
8 協賛等	18
9 リスク分担	19
10 権利譲渡等の禁止	20
11 私権の制限	21
12 委託の禁止等	21
13 原状回復の義務	21
14 事業内容等の変更	21
15 事業評価等	21
16 事業の中止	21
17 関係法令等	22
<b>第4 応募資格要件</b>	22
1 応募者の構成	22

2 応募者の資格要件 .....	22
<b>第5 応募の手続き</b> .....	23
1 公募・選定スケジュール .....	23
2 募集要項の公表 .....	23
3 質問の受付及び回答 .....	24
4 応募の受付 .....	24
5 応募の失格事項 .....	26
6 応募上の注意事項 .....	26
<b>第6 選定の手続き</b> .....	27
1 選定方法 .....	27
2 選定基準 .....	28
3 プレゼンテーション .....	28
4 優先交渉権者の決定及び選定結果の通知 .....	28
<b>第7 基本協定等に関する事項</b> .....	28
1 提案内容の修正 .....	28
2 基本協定の締結 .....	28
3 次点候補者の地位 .....	29
<b>第8 照会窓口（業務担当課）</b> .....	29

[添付資料]

- 資料1 企画提案項目及び選定基準
- 資料2 様式集
- 資料3 協定書（案）
- 資料4 函面類
- 資料5 主な教育普及業務実績

## 《用語の定義》

### 〈公園施設〉

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項の規定に基づき、都市公園の効用を全うするため、当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設。

- 1 園路及び広場
- 2 植栽、花壇、噴水その他の修景施設
- 3 休憩所、ベンチその他の休養施設
- 4 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設
- 5 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設
- 6 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設
- 7 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 8 門、さく、管理事務所その他の管理施設
- 9 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

（公園施設の種類）

第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設

3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

- 一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

- 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする
- 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。
- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

都市公園法施行規則（昭和31年省令第30号）

（災害応急対策に必要な公園施設）

第一条の二 令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

### 〈管理許可〉

都市公園法第5条の規定に基づき、公園管理者（千葉市）以外の者が公園施設の管理運営を行うことを公園管理者（千葉市）が許可すること。今回は、既存の公園施設が対象となる。

なお、この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されません。

### 〈設置許可〉

都市公園法第5条の規定に基づき、公園管理者（千葉市）以外の者が自ら公園施設を設置し、管理運営を行うことを公園管理者（千葉市）が許可すること。今回は、既存の公園施設以外で、運営事業者が新たに設置する公園施設が対象となる。

なお、この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されません。

### 〈乗馬サービス〉

乗馬サービスとは、利用者を乗馬させた状態で、係員が手綱等を保持し、ウマを安全にコントロールし、コースを回ることをいいます。

### 〈団体指導〉

団体指導とは、当該施設が教育普及活動の機能を有することを踏まえ、小学校等の校外学習の児童や幼児を対象に、「動物との正しい関わり方」や「命の大切さ」を学ぶことによる、情操教育や人格形成の基盤づくりを目的として実施する事業をいいます。

### 〈実施団体〉

今回の本事業に係る基本協定に基づき、管理許可を受けた事業区域において、施設の運営を行う民間事業者等。

### 〈優先交渉権者〉

審査において、最も優れた提案を行ったと評価された応募者であり、市との具体的な協議を経て、基本協定を締結した時点で実施団体となる。

### 〈次点候補者〉

審査において、二番目に優れた提案を行ったと評価される応募者であり、優先交渉権者が市との具体的な協議で不調になった場合において、次点候補者は優先交渉権者に繰り上げられる。

## 第1 募集の目的及び施設の概要

### 1 募集の目的

#### (1) 千葉市動物公園子どもゾーン（ふれあい動物の里）（以下、ふれあい動物の里）の概要

- ・ふれあい動物の里は、人間とかかわりの深い家畜を展示し、総合学習や環境教育のきっかけを提示する場として、平成28年4月28日に開園しました。

#### (2) ふれあい動物の里に期待する役割

- ・「千葉市動物公園リスタート構想」に基づき、「市民に身近な動物園としての存在と、都市の活性化につなげる集客観光施設として再生を図る」を基本理念として掲げ、「驚きと感動」「憩いと癒し」「学び」の場としての高度化を図るため、園全体の再生に取り組んでいます。

このような中、「ふれあい動物の里」はモノレールから動物園の楽しさが感じられる場、子どもから大人まで人と動物がともに楽しめる場、命の大切さや自然環境を学ぶきっかけとなる場として、引き馬による乗馬サービスの運営や、教育普及のための団体指導、また、賑わいを創出するイベントを開催するなど、積極的に利活用を図ることを考えています。

#### (3) ふれあい動物の里の積極的な利活用に向けた民間事業者等の募集

- ・令和5年3月末日に現行事業者による事業期間が終了することから、民間事業者等のアイデアや技術力、資金力をふれあい動物の里の活性化に活用するため、ふれあい動物の里の活性化を行う民間事業者等を募集します。

### 2 千葉市動物公園の概要

#### (1) 位置

- ・千葉市動物公園は、千葉市の北西部に位置し、アクセスの方法は、京葉道路穴川I.Cより市街方面に約3km、または千葉都市モノレール動物公園駅下車徒歩1分となります。

#### (2) 公園の形態と特徴

- ・千葉市動物公園は、動・植物とのふれあいをテーマとし、動物園が持つ機能に公園的要素を加え、市民のための憩いの場として整備、昭和60年に1次開園、昭和63年に2次開園、平成3年に遊園地を含む園全体が完成しました。
- ・公園全体の面積は約34ヘクタールで、その半分は林や芝生などの緑地が占め、現在はモンキーゾーンなど6つのゾーンで構成され、動物放飼場の面積は約1.7ヘクタールになります。駐車場は約4.6ヘクタール、普通車は約1,500台が収容できます。



- 平成 25 年度に「千葉市動物公園リスタート構想」を策定、開園 50 周年に向けて園全体を見直し、賑わいを取り戻すための再整備を進めています。平成 28 年度にはふれあい動物の里と平原ゾーン最初の整備としてライオン展示場をオープンし、令和 2 年 7 月からはチーター、ブチハイエナの展示を開始し、さらに、令和 3 年 5 月にはシマウマ・ヤマアラシ展示場が完成し、平原ゾーンがフルオープンしました。
- 令和 5 年度からは動物科学館の教育展示施設の改修に着手し、令和 7 年度中のオープンを予定しております。また、今後は湿原ゾーン、森林ゾーンの再整備を予定しており、来園する皆様にご満足いただけるとともに、市民をはじめ多くの方々に長く愛される施設となるよう、園全体の魅力向上に取り組んでいます。

### (3) 開園時間及び休園日

- 開園時間：9 時 30 分～16 時 30 分（最終入園 16 時）
- 休園日：毎週水曜日（水曜日が休日の場合は翌日） 年末年始：12 月 29 日～1 月 1 日

### (4) 入園料

- 大人（高校生以上）700 円    • 中学生以下 無料    • 年間パスポート 大人 2,500 円

### (5) 駐車場料金

- 普通車 700 円    • 大型車 2,800 円

### (6) 施設の概要・入園者数等統計データ

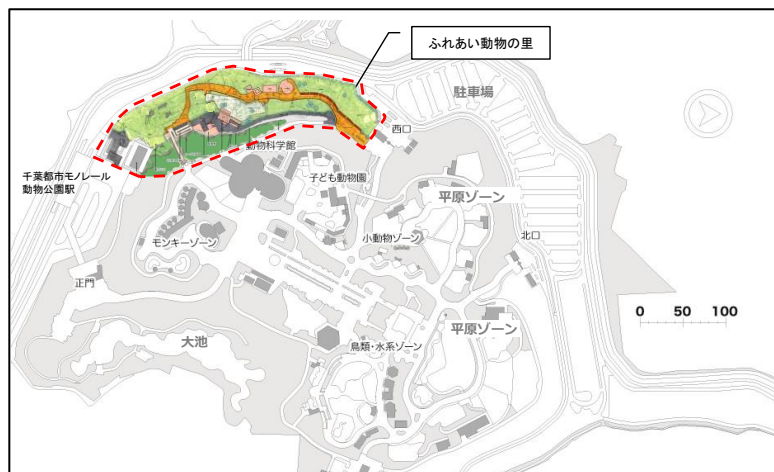
- 千葉市動物公園ホームページ中の「[動物公園の概要（動物公園年報）](#)」を参照してください。

## 3 ふれあい動物の里の概要

### (1) 位置

- ふれあい動物の里は、動物公園内の西部の子どもゾーンに位置し、敷地の北側は駐車場からの入場口（西口）に隣接しています。台地の上部にある園内とは、敷地の南側にある 3 階建の展望デッキで接続されており、園内のモンキーゾーンと繋がっています。また、千葉都市モノレールの軌道が一部敷地に並行して設置されており、モノレールの車窓から敷地内の様子が一望できます。

動物公園全体図

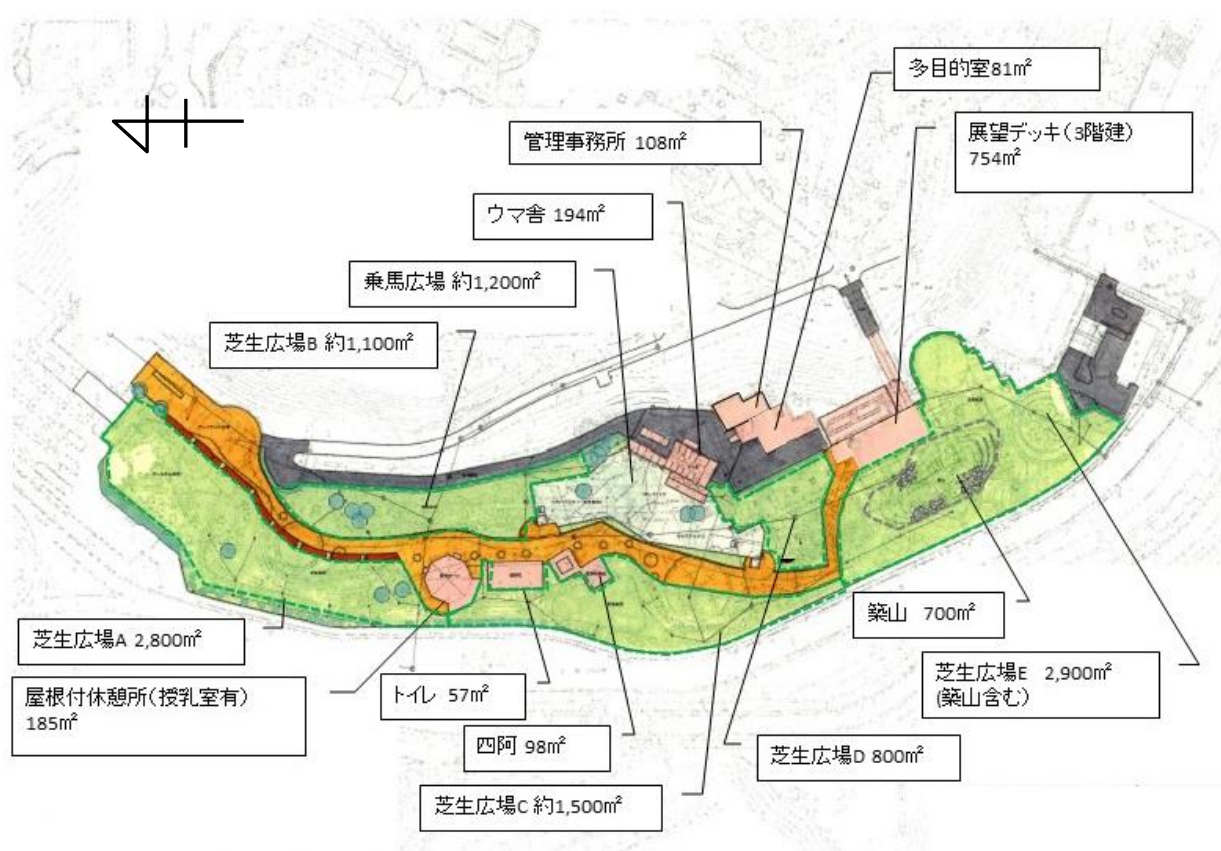




## (2) 公園の形態と特徴

- ふれあい動物の里は、面積約 1.6ha の遊園地跡地の平坦地で、面積約 1,200 m<sup>2</sup>の乗馬広場や、面積約 9,100 m<sup>2</sup>の芝生広場を配置しています。
- 芝生広場のうち北側の芝生広場（下図芝生広場 A、B、C、D）約 6,200 m<sup>2</sup>は有料の行催事等が可能な区域とし、南側の芝生広場（下図 E）2,900 m<sup>2</sup>は築山や砂場を配置した、主に子どもの遊び場としています。
- ふれあい動物の里に入場するためには、動物公園に入園する必要があります。

ふれあい動物の里平面図



## (3) 開園時間及び休園日

- 千葉市動物公園に準じます。

## (4) 主な公園施設

### ① 園路・広場

- 芝生広場（行催事等可能：図中芝生広場 A、B、C、D） 約 6,200 m<sup>2</sup>：野芝
- 芝生広場（子どもの遊び場：図中芝生広場 E） 約 2,900 m<sup>2</sup>：野芝（築山含む）
- 園路 約 2,600 m<sup>2</sup>：インターロッキングブロック
- 乗馬広場 約 1,200 m<sup>2</sup>：洗砂

e. 展望デッキ 754 m<sup>2</sup> (2階部分、3階部分、階段含む) : 鉄骨造 3階建て

#### ②休養施設

a. 屋根付休憩所 延床面積 185 m<sup>2</sup> : 鉄骨造平屋建て、授乳室有

b. 四阿 延床面積 98 m<sup>2</sup> : 木造平屋建て

#### ③教養施設

a. ウマ舎 194 m<sup>2</sup> : 木造平屋建て

#### ④便益施設

a. トイレ 延床面積 57 m<sup>2</sup> : RC造平屋建て、小便器 5基・大便器 10基、多機能便房 1か所

b. 手洗い 3か所 (うち1か所は足洗い可)

c. 時計台 1基 太陽電池式電波時計

#### ⑤管理施設

a. 管理事務所 延床面積 108 m<sup>2</sup> : 展望デッキ 2階

b. 給水設備 県水・井水・中水 (污水处理場処理水) の3系統

c. 電気室 延床面積 72 m<sup>2</sup> : 展望デッキ 1階

d. 照明灯 (園内) 6基 灯具 : LED 出力 : 96W

e. 照明灯 (管理通路) 6基 灯具 : LED 出力 : 16W

f. 糞置場 11 m<sup>2</sup> : コンクリート土間、ブロック積

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称及び事業箇所

事業名称 : 千葉市動物公園子どもゾーン (ふれあい動物の里) 活性化事業

事業箇所 : 千葉市動物公園 (千葉市若葉区源町 280 番地)

### 2 事業の内容・しくみ

#### (1) 事業の内容

- ・本事業は、ふれあい動物の里の積極的な利活用を図り、モノレールから動物園の楽しさが感じられる場、子どもから大人まで人と動物がともに楽しめる場とすることを目的としています。
- ・事業の内容は、乗馬広場における乗馬サービスの提供や、教育普及のための団体指導を実施するほか、公園機能や立地環境の特性を活かした話題性・集客性のあるイベントを開催するなど公園の積極的な利活用を行うものです。
- ・具体的内容は、企画提案内容を基本として決定します。

#### (2) 事業のしくみ

- ・公募により決定した民間事業者等と本事業の基本的事項を定める基本協定を締結します。
- ・協定締結にあたっては、企画提案の内容を基本とした「運営計画」を定めます。

- ・事業開始後は「運営計画」に基づいて自己資金によって業務を行います。千葉市に代わって業務を行う場合に必要都市公園法に基づく「管理許可」を本市あて申請し、許可を受けていただきます。この「管理許可」を受けるにあたり、所定の使用料を年度ごと一括で事前納入していただくことが必要です。

### 3 企画提案の内容

#### (1) 企画提案にあたっての基本的な考え方

- ・企画提案にあたっては、ふれあい動物の里の特性を十分に活用しながら、集客力の向上に寄与し、千葉市動物公園の活性化や賑わいの創出に資するなど、動物公園としてふさわしい活用を行う内容としてください。
- ・単に動物公園施設内において、経済行為のみを追求するものではありません。動物公園内で運営するという事は、その従事者は来園者にとって「動物園スタッフ」の一部であり、その運営及び接客の内容は、直接千葉市動物公園のイメージを代表するものともなります。また、行催事や飲食物販においても、来園者にとって「千葉市動物公園の思い出」となるものが扱われる必要があります。
- ・「千葉市動物公園」のスタッフとして、来園者に対して案内業務や迷子・遺失物対応、園の行事・イベントへの協力・参画など、千葉市並びに他の園内各事業者と連携して、千葉市動物公園とともに運営していく立場となります。
- ・動物は、公益社団法人日本動物園水族館協会「動物福祉基準（令和4年3月4日施行）（以下「動物福祉基準」という。）」を遵守した飼育展示を行い、個々の動物の身体的、心理的状态等を適切に保つこととし、当園の方針に則った管理運営を行ってください。今後、動物福祉基準等が改訂された場合にはこれに従うものとします。
- ・企画提案にあたっての諸条件は「第3 企画提案にあたっての条件」に記載しています。

#### (2) 企画提案項目

- ・資料1 企画提案項目及び選定基準のとおり。

### 4 公園施設の管理許可

実施団体は、管理許可を受けるにあたり、有料の行催事等が可能な区域にかかる管理許可使用料を納付していただきます。

#### (1) 管理許可区域

- ① 有料の行催事等が可能な区域
  - a. 公園施設 芝生広場（行催事等可能、P8 囗中芝生広場 A、B、C、D）、乗馬広場（ウマ舎・管理事務所・糞置場含む）、屋根付休憩所、多目的室
  - b. 区域面積 約 0.8ha ※企画提案で設定する面積に応じます。
- ② その他の区域（参加料等を要する行催事等はできません。）

- a. 公園施設 園路、トイレ、四阿など
- b. 区域面積 約0.8ha ※①の区域を除く区域の面積

※提案に基づき、市との協議により①の区域を変更することが可能です。

(2)管理許可使用料 1㎡あたり1月14円

※ただし、(1)①に該当する区域のみ。その他の区域は無料。

(3)管理許可区域の変更

なお、事業期間中に新規施設等の建設が行われた際には、管理許可区域が縮小となる場合があります。

## 5 公園施設の設置許可

- 実施団体は、千葉市から設置許可を得て、事業に必要な公園施設をふれあい動物の里の区域内に設置することができます。例えば、公園利用者向けの売店や自動販売機の設置が考えられます。
- 許可にあたっては、所定の設置許可使用料を千葉市に納付する必要がありますが、この場合、得られた収益は設置許可受け者の収入となります。
- なお、建築物を建築する場合は関係法令に適合していることが前提となり、許可期間満了後は全額自己負担で原状回復を行う必要があります。
- また、飲食物販を行う場合は、販売品目の届出が必要となるほか、園内の他の事業者と連携・協議の上、園のオリジナルグッズの開発・販売をお願いします。

## 第3 企画提案にあたっての条件

### 1 事業開始時期等

(1)事業開始時期

- 募集要項公表時点では、令和5年4月1日に事業開始を予定しています。

(2)事業開始時期の順延

- 実施団体が決定して協定を締結した後であっても、前事業者の施設復旧の遅延などにより事業開始時期が順延となる場合があります。
- スケジュールの遅延に伴い発生した損害等に対して市は一切の賠償又は補償を行いませんのでご注意ください。

### 2 事業期間

(1)事業期間

- 事業期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とします。ただし、市が必要と認める場合に限り、実施団体の申請により延長することができます。延長の期間は、4年間以内の期間とし、再延長も含めて最大20年間とします。

(例：当初10年間から延長3年間、さらに再延長が3年間、4年間で計20年間)

- 企画提案にあたっては、当初の10年間から延長、再延長を想定した事業展開のイメージについても提案してください。
- 管理許可の許可期間については、令和5年4月1日から事業期間の末日までとします。

#### (2) 事業期間の短縮

- 実施団体の責に帰すべき理由により管理許可を取り消した場合など、事業期間内であっても事業期間を短縮することがあります。これに伴い発生した損害等に対して、市は一切の補償を行いませんのでご留意ください。

### 3 公園施設の取扱い

- 公園施設の取扱いについて、原則として既存の工作物や植栽を現況のまま管理・運営を行うこととします。
  - 業務遂行上の必要から、企画提案の中で新たな公園施設の設置や改修等を提案することができます。(原則として費用は実施団体の負担となります)
- なお、設置・改修にあたっては、詳細について市と協議の上、別途設置許可等の許可を取得する必要があります。

### 4 公園施設の管理・運営

#### (1) 共通事項

- 運営にあたっては、関係法令を遵守するとともに、一般の公園利用者及び周辺に対する配慮を十分に行いながら、公共性・公益性を踏まえて適切に運営業務を行うこととします。
- 「千葉市動物公園」のスタッフとして、園が行う来園者に対する案内業務や迷子・遺失物対応、園の行事・イベントへの参画など、園の運営に協力していただきます。
- 公園施設の利用日は原則として動物公園の開園日とします。
- 公園施設の利用時間は原則として動物公園の開園時間とします。
- 一般の公園利用者及び実施団体以外の行催事等の主催者から芝生広場、トイレ等の公園施設の利用料金を徴収することはできません。
- 管理許可区域においては日常巡回を実施し、公園利用者の利用の支障となる公園施設の故障・損壊・棄損が発見された場合、速やかに市に報告し、利用禁止措置等を行います。
- 公園施設は、市の許可なく撤去又は誤って破損することのないよう留意してください。万が一、誤って撤去又は破損した場合は、実施団体の負担で原形復旧していただきます。

#### (2) 施設名称

施設名称は実施団体の提案により変更することができますが、基本協定の締結前に市と協議して定めるものとします。

#### (3) 乗馬広場の管理・運営

- ① 乗馬広場の維持管理については、実施団体で行うものとします(詳細は7費用分担参照)。

- ②乗馬サービスの提供日については、原則として開園日は毎日とし、提供時間については、実施団体が市と協議して定めます。
- ③乗馬サービスの規模の設定について
- ・コース長は一周約 80 メートルを想定しています。
  - ・1 日の乗馬サービス実施可能数の設定については、千葉市動物公園の年間利用者数のデータを参考に、極力多くの利用者にと供与できる計画を提案してください。
- ④乗馬用馬の調達、維持について
- ・乗馬サービスに必要な馬は実施団体により調達するものとします。
  - ・馬の飼養管理に必要な人件費、飼料その他必要な経費は実施団体により負担するものとします。
- ⑤乗馬者の安全確保について
- ・乗馬者に対し、ヘルメット他の装具の装着など必要な安全対策を実施するものとします。
  - ・乗馬サービス中の事故等の補償対応の為、傷害保険等への加入を必須とします。
- ⑥乗馬サービスの価格設定について
- 乗馬サービスを有償で実施することはできますが、金額の設定に当たっては、市と協議するものとします。価格の変更についても同様とします。
- ⑦動物の搬入について
- ・動物を搬入する場合は、事前に日程、輸送手段等について市と協議を実施する必要があります。搬入についても同様とします。
  - ・動物の搬入にあたっては、事前に市の指定する健康検査の証明書等を市に提出し、審査を受ける必要があります。
- ※他種の動物の搬入についても市の指定する方法による事前審査を必要とします。
- ⑧飼育動物の飼養管理について
- 飼育動物の飼養管理については、関係法令等を遵守するとともに、千葉市動物公園のイメージを毀損することのないよう努めていただきます。
- ⑨馬の展示は、動物園としての機能の一つであることから、乗馬サービス等を行わない時間であっても、運営上支障がない限り展示を行うこととします。※一部市により支弁対象となるものがあります。（7 費用分担参照）
- ⑩各種報告について
- ・乗馬サービスの実施状況の実績報告を行っていただきます。
  - ・毎月末現在の飼育動物数についての報告を行っていただきます。
  - ・飼育動物の病気や死亡については所定の報告を行っていただきます。
- (4)教育普及業務
- 小学校等の校外学習の児童や幼児を対象とした「団体指導」を行うこととします。
- ①団体指導の対象について
- 対象は保育所（園）、幼稚園、小学校、特別支援学校等及び児童福祉法第 7 条第 1 項に規定される施設等とします。

②団体指導の内容について

飼育動物とのふれあいを想定しています。動物とのふれあいを通じて命の大切さを感じるきっかけとなる事業を提案してください。

③団体指導の運営について

利用者の募集や予約等の受付などを含む運営の一切を、実施団体により行っていただきます。

④実施場所について

既存の園内施設を想定していますが、実施団体負担により設置した施設での実施も可能です。参加人数

の実績などは別添資料5を参照してください。なお、実施場所の維持管理については、実施団体で行う

ものとし（詳細は7費用負担参照）。

⑤団体指導の価格設定について

団体指導を有償で実施することはできますが、金額の設定に当たっては、市と協議するものとし

ます。価格の変更についても同様とします。

⑥使用料について

団体指導を実施する区域の設置管理許可使用料は免除とします。提案の際には、実施に必要な面積を提示してください。

(5)管理許可区域の施設の維持管理

・清掃草刈等の公園施設の維持管理については、有料の行催事等が可能な区域は実施団体が、それ以外の

区域は千葉市が行うこととします。

・管理許可区域全域の日常の巡回・美化は行っていただきます。

(6)行催事等にかかる留意事項

① 一般公園利用者の自由な利用及び安全の確保

・有料の行催事等が可能な区域以外の区域は、常時一般の公園利用者が自由に利用できることが必要です。有料の行催事等が可能な区域についても、一般の公園利用者が自由に利用できるよう努めてください。なお、乗馬広場については、公園利用者の安全を確保する観点から、原則乗馬サービス等を受ける方みの利用となります。

・実施団体による行催事等の準備・実施・後片付け等にあたっては、一般の公園利用者の安全を確保するための措置を講じて頂きます。

② 占用許可の取得

・行催事等の実施に伴って電気・水道等が必要となる場合は、別途実施団体の責任と負担により確保していただく必要があります。なお、新たな施設・設備の設置が伴う場合、都市公園法第5条に基づく設置許可、第6条に基づく占用許可の取得が必要になる場合があります。

③ 行催事等において提案の対象とならない行為（動物公園内では認めない行為）

- 政治的又は宗教的活動
- 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同上第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋等）
- 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供
- 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- 上記の他、動物公園内で実施する事業として適切でないと千葉市が判断する行為

#### ④ 行催事等の参加料・入場料

- 行催事等に参加する公園利用者から参加料や入場料を徴収することはできますが、金額の設定にあたっては、全ての公園利用者にとって公平で適正な価格とします。

#### ⑤ 行催事等の内容に関する疑義

- 企画提案を行う内容が関係法令において認められるものであるか、動物公園内で実施する事業として適切であるか、疑義がある場合は、質問書（様式1）により動物公園までお問い合わせください。（詳細は第5-3質問の受付及び回答参照）。

#### ⑥ 周辺に対する配慮

- 行催事等の実施にあたっては、必要に応じて周辺に対する事前説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、騒音や振動、臭気等による悪影響が生じないように実施するものとします。

#### ⑦ 広報

- 市は、行催事等について、動物公園の有する既存の広報媒体（ホームページ、ポスター、チラシ等）を活用した告知に可能な限り協力します。これとは別に、実施団体が独自の広報を行うことは可能ですが、その内容については市と事前協議が必要になります。

### (7) 事業計画書及び年度事業報告書の提出等

- 実施団体は、毎年2月5日までに、協定に基づく次年度の事業計画書を市に提出し、承認を得なければなりません。
- 実施団体は、当該月の前々月の5日までに、当該月の実施する行催事等の実施要領を市に提出し承認を受けなければなりません。月間予定表及び実施要領は、総合案内のほか、園内の各事業者に配備するものとし、来園者からの問い合わせや広報に対応できる内容である必要があります。
- 実施団体は、事業年度終了後30日以内に、年度事業計画書に対する事業報告書及び収支報告書を提出することとします。また、必要に応じ、年度途中での報告をもとめられたときはそれに応じるものとします。

### (8) 保険

- 実施団体は、その分担するリスク管理に応じて必要な保険加入等の措置を講じるものとします。



## 5 事故・災害等の対応

- 実施団体は、業務の実施に関連して事故・動物脱出・災害等が発生した場合、直ちに市に報告をするとともに、その原因と対応を市に報告するものとします。
- 実施団体は、防火・防災責任者を選任・配置し、市に報告した上で、防火防災計画書を作成するものとします。
- 実施団体は、緊急連絡網を作成し、市に届けるなど緊急事態に備えるとともに、動物公園の緊急時対応マニュアルを把握しておくほか、市の行う避難・救出その他必要な訓練に協力するものとします。
- 実施団体は、行政機関において災害対策本部等が設置された場合は、その指示に従うとともに、行政機関と協力し災害対応にあたることとします。また、千葉市防災計画に基づく災害時の使用を妨げないこととします。
- 動物脱出時及び動物脱出訓練時においては、適切に対応するとともに、市の指示に従うものとします。

## 6 使用料等

### (1) 使用料等の額

#### ① 管理許可の使用料

- 有料による行催事等が可能な区域 月額14円/㎡
- 上記以外の敷地や諸施設 無料

#### ② 設置許可の使用料

- 収益施設 月額100円/㎡以上  
※設置する施設の内容に応じた企画提案額（提案書に記載のない場合は月額100円/㎡）
- 上記以外の敷地や諸施設 無料

#### ③ 占有許可に伴う占有料

企画提案において都市公園法第7条に規定する物件（占有許可）については、条例に基づき所定の占有料の納付が必要です。占有料の額は、千葉市都市公園条例に拠ります。

#### ④ その他

団体指導を実施する区域の設置管理許可使用料は免除とします。

### (2) 使用料等の納付方法と延滞金の徴収

- 使用料等は、年度ごとの事前納付となります。なお、市長が指定する日までに納付されなかった場合は、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」により延滞金を徴収します。

### (3) 使用料等を徴収しない期間

- ① 市の責に帰すべき理由により許可された施設の使用中止期間が発生した場合。
  - 実施団体の都合により、許可期間の途中で改良や修繕を行う期間や、許可期間満了により資材を撤去する期間等については、使用料を徴収します。
- ② 災害により使用不能な期間が生じた場合

- ・災害が発生し、被災したこと等により施設を使用できない期間、また、復旧作業等に伴い管理・運営ができない期間が該当します。
- ・使用可能な期間が一月に満たない期間は、一月の利用可能日分の管理許可使用料は日割り額で算出し、徴収します。

## 7 費用分担

費用分担は、下表のとおりとします。

区域（第2 4（1）の定義による）		市	実施団体
動物公園の管理運営（馬の飼育展示・団体指導を含む）に係るもの			
有料の行催事等が可能な区域（実施団体の管理事務所、倉庫等の管理エリア含む）	維持管理（清掃、草刈、芝刈、植栽管理、砂の敷き均し等）		○
	光熱水費		○
	案内・巡回・美化・利用調整		○
	修繕のうち1件あたり10万円未満のもの（年度当り合計50万円まで）		○
	修繕のうち1件あたり10万円以上のもの（実施団体が設置したものを除く）	○	
	動物の調達（償却費）		○
	動物の飼育・管理・診療		○
	動物の飼料費・医薬材料費		○
	備品・消耗品費		○
	馬場の砂支給（年度当り10m <sup>3</sup> まで）	○	
	収益事業を行うために要する一切の費用		○

その他の区域	維持管理（清掃、草刈、芝刈、植栽管理）	○	
	市の管理水準を超えた維持管理（清掃、草刈、芝刈、植栽管理）		○
	光熱水費	○	
	案内・巡回・美化・利用調整		○
	修繕	○	
運営全般に係るもの			
運営に関すること	施設の統括的な運営、市や関係機関との連絡調整、資料の作成等に係る一切の費用		○
	従業員の制服、更衣設備等福利厚生に要する一切の費用		○
	独自の広報に係る経費		○
	管理許可使用料など法令等に基づく費用		○
	実施団体の名称及び協賛の告知に要する一切の費用		○

なお、設置許可、占用許可に関わる区域・施設等及び実施団体が設置する施設等については、この表によらず、実施団体の負担となります。

## 8 協賛等

- ・実施団体は、本事業の運営に要する費用に充てるため、又は動物公園全体やふれあい動物の里のサービス向上に要する費用に充てるため、企業協賛（スポンサー）を得ることができます。
- ・協賛企業及びその告知の方法を決定するに当たっては、事前に市と協議し、及び審査を受けなければなりません。市は、千葉市広告掲載基準等を参考に、動物公園のスポンサーとして適切な内容か審査を行います。
- ・協賛告知の方法に関して、動物公園の媒体を使った告知に関する提案や管理許可区域に存在する公園施設の名称を活用した告知に関する提案もできます。告知に要する費用は、実施団体の負担となります。
- ・実施団体は、管理許可区域その他動物公園の媒体を使って、実施団体の名称又はこれに準ずる名称を告知する提案ができます。条件等は、企業協賛の取扱いに準じます。

## 9 リスク分担

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

- 本事業における責任及びリスク分担の考え方は、実施団体が実施する業務については、実施団体が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては原則として実施団体が負うものとします。但し、実施団体は善良な管理者の注意をもって維持管理業務を実施することとし、その上で、市の責に帰すべき理由がある事項については市が負うものとします。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

- 市と実施団体の責任分担は、原則として下記「リスク分担表」及び協定書並びに事業計画によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。リスク分担表及び協定並びに事業計画に示されていない事項については、双方の協議により定めることとします。

段階	リスクの種類	番号	リスクの内容	市	体 実施 団	
共通	募集資料リスク	1	事業者募集資料の誤り又は内容の変更に関するもの	○		
	応募リスク	2	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○	
		3	応募図書の取扱いに関するもの	○		
	資金調達リスク	4	必要な資金の確保に関するもの		○	
	協定締結リスク ※1	5	実施団体と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○	
	制度関連リスク	法制度リスク ※2	6	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
		許認可リスク	7	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの以外）		○
		税制度リスク	8	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○
	社会リスク	相隣関係対応リスク	9	実施団体が行う管理・運営に関するもの		○
		環境問題リスク	10	実施団体が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		第三者賠償リスク	11	実施団体が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		○
	債務不履行リスク	実施団体の責めによるもの	12	実施団体の協定及び事業計画の内容の不履行		○
			13	実施団体の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での優先交渉権者の変更		○
			14	実施団体の責により協定の破棄、事業期間の短縮、管理許可の取消しに至った場合		○
		市の責めによるもの	15	市の協定内容の不履行	○	
	不可抗力リスク ※3	16	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	○		

	金利リスク		17	金利の変動		○
	物価リスク		18	物価の変動		○
	事業の中止・延期リスク	市の責めによるもの	19	市の責任による遅延・中止	○	
		実施団体の責めによるもの	20	実施団体の責任による遅延・中止		○
			21	実施団体の事業放棄・破綻		○
維持管理・運営	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	22	市所有の施設に関する瑕疵	○	
			23	実施団体所有の施設に関する瑕疵		○
		施設損傷リスク (有料の行催事等が可能な区域)	24	事故・火災等による施設の損傷、施設の劣化に対して実施団体が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
		施設損傷リスク (その他の区域)	25	事故・火災等による施設の損傷、施設の劣化に対して市が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの	○	
	施設損傷リスク (全域)	26	第三者(公園利用者を含む)による実施団体設置施設の損傷		○	
		27	第三者(公園利用者を含む)による実施団体設置施設以外の損傷	○		
	運営リスク	利用者トラブルリスク	28	実施団体の行う事業に関する利用者からの苦情及び利用者同士のトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	29	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
運営リスク	需要変動リスク	30	施設の建設等により、当初の管理許可区域が縮小されたことによる損害		○	
	原状回復リスク	31	実施団体の責による管理許可及び設置許可の取消に伴う許可施設の原状回復に関するもの		○	
事業期間終了	原状回復リスク	32	設置許可施設の撤去に伴う諸費用、及び諸手続きに関するもの		○	
		33	管理許可施設の原状回復に関するもの		○	
	移管手続きリスク ※4	34	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○	

※1 協定が締結できない場合、それまでに各々にかかった費用は各々が負担する。

※2 都市公園法その他法令等の規定(17 関係法令等参照)やその変更により市が許可を更新しない場合でも、実施団体は市に補償や損害賠償を請求することはできないものとする。

※3 市と実施団体が協議の上事業の継続が不可能と判断した場合は事業を終了するものとする。また、協議の上事業を再開すると判断した場合、市は実施団体から事業再開までの期間の使用料を徴収しないものとする。

※4 設置許可施設を事業期間終了後に市に無償譲渡する場合

## 10 権利譲渡等の禁止

実施団体は、市の許可なく、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることを禁

止します。

## 11 私権の制限

実施団体は、事業区域の敷地について借地権その他いかなる権利も市に対して主張できません。

## 12 委託の禁止等

実施団体は、本事業にかかる業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。実施団体は、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって承諾を得なければなりません。また、市の許可を得て、業務の一部を第三者に委託する場合、実施団体の責任において、当該委託先に協定及び事業計画にかかる各規定を遵守させてください。

実施団体が管理許可を受けた施設の一部を第三者に供用させる場合も同様とします。

## 13 原状回復の義務

実施団体は、事業終了後（管理許可等を取消した場合、実施団体が事業を途中で中止する場合を含む）、30日以内に、事業区域及び実施団体の責により汚損もしくは破損した部分を、速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。但し、市が事前に原状回復を必要ないと認めた場合は、この限りではありません。

## 14 事業内容等の変更

事業計画書の内容を変更する必要がある場合は、実施団体は相当の期間を設けて市と協議を行った上で、市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。また、構成員を脱退もしくは追加する場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

## 15 事業評価等

事業開始後、市と園内事業者との間で、毎月、動物公園管理事務所内で連絡・調整会議を開催しますので、実施団体はこれに出席する必要があります。

また、当初許可開始日から5年後及び許可期間の最終年度に事業評価を実施します。評価項目は、主に、企画提案、協定、事業計画に基づく事業の実施状況や事業実施による効果などを予定しています。なお、この事業評価の結果、事業継続が不適當であると市が判断した場合、協定を解除し、管理許可を取り消して事業を中止することがあります。

## 16 事業の中止

企画提案書、事業計画書や市と締結した協定書の内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、協定の破棄及び許可の取り消しを行うことがあります。この場合、事業の中止に伴う実施団体の損害等に対しては、市は一切の賠償及び補償を行いません。

ん。

## 17 関係法令等

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）
- (2) 千葉市都市公園条例施行規則（昭和34年千葉市規則第4号）
- (3) 都市公園法
- (4) 建築基準法
- (5) 個人情報保護に関する法律
- (6) 千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号）
- (7) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）
- (8) 動物の愛護及び管理に関する法律
- (9) 千葉市動物愛護及び管理に関する条例（平成3年 千葉市条例第55号）
- (10) 家畜伝染病予防法
- (11) 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年 環境省告示第33号）
- (12) 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年 環境省告示第20号）
- (13) 公益社団法人日本動物園水族館協会 倫理要綱
- (14) 公益社団法人日本動物園水族館協会 動物福祉基準（令和4年3月4日施行）
- (15) その他関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

## 第4 応募資格要件

### 1 応募者の構成

応募できる者は、法人又は複数の法人によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とし、個人での応募はできません。

連合体で応募する場合は、代表する法人を定めた上で、当該法人に連合体を代表して応募手続きを行っていただきます。

### 2 応募者の資格要件

応募者又は連合体の構成員は、次の要件を必ず満たすものとします。

- (1) 国内に本店又は本社等を有する法人。
- (2) 動物取扱業者の登録を受けている者。
- (3) 飲食業を行う場合は、飲食店営業の許可を持つ者であること。

なお、次のいずれかに該当する者は、応募する企業、又は団体の構成員になることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされている者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (5) 応募書類提出時点から協定締結日までの間において、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (7) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料を完納していない者。（徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす。）
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員の統制下にある団体及びそれらの利益となる活動を行う者
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- (10) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、千葉市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、  
その取り消しの日から2年を経過しない者（指定管理者の指定取り消し）
- (11) 応募者又は連合体の構成員の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ③ 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者がある者

## 第5 応募の手続き

### 1 公募・選定スケジュール

募集要項の公表	令和4年11月24日（木）
質問書の受付	令和4年11月24日（木）～令和4年12月2日（金）
質問書の回答	令和4年12月7日（水）
応募書類の受付	令和4年11月24日（木）～令和4年12月23日（金） ※午後5時必着
プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年1月6日（金）
優先交渉権者の決定	令和5年2月上旬
協定の締結・管理許可申請	令和5年2月下旬
事業開始時期	令和5年4月1日

### 2 募集要項の公表

- (1) 配布期間 令和4年11月24日（木）から
- (2) 配布方法 千葉市都市局公園緑地部動物公園ホームページからダウンロードしてください。  
アドレス <http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/fureai-koubo.html>



### 3 質問の受付及び回答

#### (1) 質問の提出方法

- ・ 質問書（様式1）により作成し、千葉市動物公園まで電子メールにより提出してください。
- ・ また、着信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話連絡をお願いします。なお、電話及び口頭による質問は、受けませんのでご了承ください。

#### (2) 質問受付期間

- ・ 令和4年11月24日（木）～令和4年12月2日（金）午後5時到着分まで

#### (3) 回答方法

- ・ 令和4年12月7日（水）午後1時まで市ホームページ（動物公園）に回答を掲載します。

#### (4) 現地見学会について

- ・ 供用中の施設のため、現地見学会は開催しません。

なお、管理事務所や多目的室、バックヤードなどの見学を希望される場合は、

令和4年11月29日（火）正午までに、「第8 照会窓口」に参加者名（団体名及び参加者全

員

の個人名）、人数、連絡先、電話番号を記載の上、電子メールでお申込みください。

見学日は令和4年11月30日（水）を予定しております。

### 4 応募の受付

応募の受け付けは下記のとおり行います。

(1) 受付期間 令和4年11月24日（木）～令和4年12月23日（金）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 千葉市都市局公園緑地部動物公園管理事務所（施設班）  
千葉市若葉区源町280番地

(4) 提出方法 持参または郵送により受け付けます。

なお、郵送事故等を防ぐため、簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡が可能な方法での提出をお願いいたします。

持参の場合は、事前に電話にて担当者の在室をご確認ください。（最終日は午後5時必着とします。FAX、電子メールでの応募はできません。）

(5) 必要書類及び提出部数

- ・ 応募に必要な提出書類の様式や部数等は、以下の表に示す「A応募登録書類」と「B企画提案書類」を参照してください。
- ・ 提出書類の使用する言語は日本語及び日本国通貨とし、使用する単位はメートル法に定めるところによるものとします。

## A 応募登録書類

### (1) 基本事項

- 提出部数 : 1部  
様式 : 各書類の様式は(2)に示すとおり  
提出書類 : A4縦ファイル(左側に2穴)に下記書類を綴ってください。

### (2) 応募申込書 様式

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 応募登録書類表紙   | 3-1     |
| ② 応募申込書      | 3-2、3-3 |
| ③ 誓約書        | 3-4、3-5 |
| ④ 連合体協定書※1   | 3-6     |
| ⑤ 委任状(代表者)※1 | 3-7     |
| ⑥ 委任状(代理人)   | 3-8     |
| ⑦ 事業者状況調書※2  | 4       |

### (3) 添付書類

- |  |            |
|--|------------|
| ① 応募企業・団体の定款、寄附行為、規約※2   | 様式自由       |
| ② 応募企業の現在事項全部証明書の写し・応募団体の役員名簿※2  | 直近1カ月以内のもの |
| ③ 代表者の印鑑証明書※2  |            |
| ④ 応募企業・団体の概要書※2  | 様式自由       |
| ⑤ 財務諸表(損益計算書及び貸借対照表の写し)※2  | 直近3事業年度分   |
| ⑥ 納税証明書の写し※2<br>(法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税及び特別法人事業税)   | 直近3事業年度分   |
| ⑦ 提案する内容により必要な各種許可、又は資格の写し<br>・動物取扱業者の登録を受けていることがわかる書類の写し<br>・飲食業を提案する場合、既存店舗等の飲食店営業許可証(写し)、ない場合は調理師免許の写し<br>等 |            |

※1 連合体で申し込む場合のみ提出してください。

※2 連合体で申し込む場合、すべての構成員について提出してください。

## B 企画提案書類

### (1) 基本事項

- 提出部数 : 12部  
様式 : 自由  
提出書類 : A3横ファイル(左側に2穴)に下記書類を綴ってください。  
データ提出 : 形式/エクセル・ワード・PDFのいずれか 媒体/CD-R(2枚)

### (2) 提出書類

応募企業・団体が特定できる表現を使用しないこと。

① 企画提案書の表紙・目次 様式自由

② 企画提案書

- ・資料1の企画提案項目ごとに区分の上、審査の視点を踏まえて漏れのないように記載してください。また、第2、第3に記載の提案すべき事項・条件を満たしていることが確認できるように記載してください。
- ・提案の趣旨・特徴、内容、イメージ、配慮した事項を文章、図表、イラスト、写真等で説明してください。
- ・企画提案項目のうち、収支計画については、資金調達計画書(様式5)、事業収支計画書(許可使用料を含む。)(様式6)を添付してください。

## 5 応募の失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- (5) 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (7) その他不正行為があった場合

## 6 応募上の注意事項

- (1) 接触の禁止
  - ・選定委員会の委員、本件業務に従事する千葉市職員及び本件関係者に接触し、応募及び選定についての情報を不正に入手するなどの事実が認められた場合、失格とします。
- (2) 複数提案の禁止
  - ・応募者が提出できる企画提案書数は、単独の企業・団体、又は連合体につき1点のみとします。
- (3) 提案内容の変更の禁止
  - ・応募者が提出した提案内容の変更は認められません。
- (4) 応募書類の取扱い
  - ・応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。市は、実施団体の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 応募の辞退
  - ・応募書類提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退届(様式2)を提出してください。
- (6) 応募に係る費用の負担
  - ・応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (7) 提出書類の著作権

① 優先交渉権者選定までの著作権

- ・ 応募書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。但し、市は優先交渉権者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

② 優先交渉権者の選定後の著作権

- ・ 優先交渉権者に選定された応募者の応募書類に著作権がある場合の著作権は、優先交渉権者が市と協定を締結した時から市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属します。

(8) 特許権

- ・ 応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(9) 情報公開

- ・ 提出された応募書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(10) 連合体の構成団体の変更

- ・ 連合体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。但し、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。
- ・ その際には、変更の旨を千葉市動物公園までご連絡ください。

(11) 資料提供の取扱い

- ① 定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。
- ② 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり又は内容を提示することを禁じます。但し、以下の情報についてはその対象ではありません。
  - ・ 公知となっている情報
  - ・ 第三者により合法的に入手できる情報

(12) 追加資料等の公表

- ・ この募集要項に修正が生じたときや、追加資料を公表するときは、千葉市動物公園ホームページに掲載しますので、随時確認してください。

## 第6 選定の手続き

### 1 選定方法

- (1) 優先交渉権利者の選定は、外部の有識者で構成する選定委員会において行います。
- (2) 応募者は、選定委員会において提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、選定委員会によ

るヒアリングを受けていただきます。

- (3) 選定委員会委員は採点を行い、選定は「選定基準」に基づき総合的に審査し、本事業を最も適切に実施できると認める者を優先交渉権者とし、また、次点候補者も併せて選定します。なお、一定の基準に満たない場合は失格になります。
- (4) 選定委員会の開催は、令和4年1月6日（金）を予定しており、具体的な時刻や場所は別途お知らせします。

## 2 選定基準

提案内容の選定基準及び失格となる要件は資料1を参照してください。

## 3 プレゼンテーション

応募者がプレゼンテーションを行うとき、パワーポイントを使用することができます。使用する上での留意事項は次のとおりです。

### (1) 機材について

- ・ プロジェクター及びスクリーンは準備しますので、応募者所有のパソコンをご準備ください。

### (2) バックアップデータの準備

- ・ プレゼンテーション時の不具合に備え、市は、念のためパワーポイント（バージョンは2019版）がインストールされたパソコンを準備しますので、パワーポイントで作成したCD-R等も併せてご用意ください。

## 4 優先交渉権者の決定及び選定結果の通知

優先交渉権者の決定は、令和5年2月上旬を予定しています。選定結果は全ての応募者に書面にて通知（連合体で応募した場合は、申し込み代表者に通知）します。

選定結果については、千葉市動物公園ホームページで公表します。

なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ並びに異議等については、一切応じません。

## 第7 基本協定等に関する事項

### 1 提案内容の修正

優先交渉権者として決定した応募者が作成した企画提案は、その内容のとおりを実施することを市が保証・確約するものではありません。市が必要と判断した場合には修正等をしていただくことがあります。

### 2 基本協定の締結

優先交渉権者は、市からの選定通知後、速やかに事業内容について市と協議を行います。

公園の運営に関する基本的事項について協議が成立した後、優先交渉権者と市との間で基本協定を締結していただきます。協定の内容は、「資料3協定書（案）」を基本とします。

### 3 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を、優先交渉権者との協定締結、及び管理許可が行われるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとしします。

## 第8 照会窓口（業務担当課）

千葉市都市局公園緑地部動物公園（担当：施設班）

〒264-0037 千葉市若葉区源町280番地

電話番号（直通）043-252-7566 電子メールアドレス dobutsu.ZOO@city.chiba.lg.jp

市ホームページ（動物公園）

<http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/dobutsukoen/index.html>